

関係各位

(財)日本サッカー協会審判委員会

試合中における審判員の飲水について(通達)

今月中旬、本協会に4級審判員として登録されている方が、親善試合においてチームの指導として主審を務めた後、熱中症のため死亡したという痛ましい事故が発生してしまいました。

本協会は、1997年8月に「暑熱下でのユース以下の試合での飲水」について発信し、2種年代以下では大会規定により試合の途中で競技者や審判員が飲水できる時間帯(飲水タイム)を設定するようにしました(「サッカー競技規則2005/2006」P159~160参照)。これは、熱中症予防という安全面からも、よりよい身体のコンディションを保ってより質の高いプレーを続けるという面からも、試合中の十分な水分の補給が必要であるという医学的判断があったからです。また、飲水タイムを設定しない1種、そして他の種別の試合でも、試合の停止中にタッチライン上で飲水することが競技規則で認められています。

審判員にとっても競技者同様に暑熱下では、熱中症予防という安全面から試合中の水分補給は必要なのですが、現実的にはそのタイミングが難しい状況であるようです。

そこで、各協会そして各種連盟などにおかれましては、暑熱下で行われる試合では「試合中に飲水できるタイミングに積極的に水分を補給する」ことを競技者と共に審判員にも徹底し、また「飲水できる環境を整えるためチームからの協力を得られるよう」、十分にご指導いただくようお願いいたします。

なお、審判員の飲水について下記に一例を紹介しますが安全を第一に考えて、その状況に応じた方法により実施して下さい。また、練習試合などで連続して審判を担当する、チーム指導と審判を続けて行うなどの状況においては、「水分補給に加えて帽子をかぶるなどの予防策を講じて」、さらなる安全が確保されるようお願いいたします。

記

主審、副審の飲水の一例

- コーナキック、スローインなど、あるいは競技者の交代時、負傷時などのアウトオブプレー中に、タッチラインもしくはゴールラインの外側にチームが用意したボトルからタイミングを考慮して飲水する。
- 審判員用のボトルをハーフウェイライン近くのタッチライン外側に準備しておき、同様の方法で飲水する。
  - ◇ この場合、副審2については反対サイドに別途用意することが必要となる。
- 大会規定により飲水タイムが設定される試合では、審判員用のボトルあるいはチームの協力を得てチームが用意したボトルを受けて飲水する。
  - ◇ この場合も副審2については反対サイドに別途用意することが必要となる。

以上